

伊賀市指定有形文化財（建造物）

旧上野市庁舎保存活用計画 (第1版)



2020年1月
伊賀市教育委員会

伊賀市指定有形文化財（建造物）

旧上野市庁舎保存活用計画 (第1版)

2020年1月

伊賀市教育委員会

例 言

1. これは、旧上野市庁舎の保存活用計画である。
2. 本計画は、伊賀市の設置する旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会において令和元年度に検討し策定した。
3. 本文及び写真・図版の著作権は伊賀市教育委員会に帰属する。
4. 旧上野市庁舎保存活用計画策定委員会
委 員
菅原洋一（三重大学名誉教授）
畑中重光（三重大学大学院工学研究科建築学専攻教授）
鱒坂徹（鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻教授）

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 文化財の名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 文化財の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 文化財保護の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
5. 保護の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
6. 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2. 保護の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第3章 保護に係る諸手続き

1. 市指定有形文化財に係る諸手続き・・・・・・・・・・・・ 35

部分部位の設定票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
(1) 庁舎外観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(2) 庁舎1階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
(3) 庁舎中2階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
(4) 庁舎2階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

旧上野市庁舎保存活用計画

第1章 計画の概要

1. 計画の作成

- (1) 計画作成年月日 2020年(令和2)1月23日
(2) 計画作成者 伊賀市教育委員会
(3) 計画区域 伊賀市上野丸之内116番地
(4) 計画策定に至る経緯

旧上野市庁舎は、1964年(昭和39)12月10日に上野市(当時)の庁舎として坂倉準三の設計により建設された。この建物は、上野市公民館(名称は建設時、建設年は1960年、以下同)をはじめ、上野市立西小学校(1962年)、上野市立崇広中学校(1963年)、上野公園レストハウス(1963年)、三重県上野庁舎(1964年)、上野市立西小学校体育館(1966年)とともに建設された近代建築群の一つである。

平成以降、施設の老朽化に伴い、坂倉が設計した公共施設群のうち、上野市立西小学校(名称は建設時、解体年は1995年、以下同)、上野市立崇広中学校(2001年)、三重県上野庁舎(2013年)、上野市公民館(2012年)は解体され、2020年(令和2)の時点で現存するのは上野市庁舎、西小学校体育館、上野公園レストハウスのみとなった。

2008年(平成20)、伊賀市庁舎建設検討委員会が設置され、庁舎建設基本構想及び基本計画が作成された。基本計画では、旧上野市庁舎を解体し、その跡地に新庁舎を建設することが決定した。

それに対し、2009年(平成21)11月に伊賀市中央公民館(旧上野市公民館)において「坂倉準三展・伊賀上野」が開催され、2009年(平成21)12月16日付でDOCOMOMO Japan^{※1}(代表 鈴木博之)により、「伊賀市南庁舎(旧上野市庁舎)、伊賀市北庁舎(旧三重県上野庁舎)、伊賀市中央公民館(旧上野市公民館)の保存活用に関する要望書」が提出されたほか、2010年(平成22)1月には社団法人日本建築学会東海支部、社団法人日本建築家協会東海支部、伊賀の建築文化を考える会より、3月には建築史学会より、旧上野市庁舎をはじめ坂倉準三による公共建築群の保存活用を求める要望書が出された。

一方、特定非営利法人ユニバーサルデザイン同夢、伊賀市障害者福祉連盟、東部地区自治会連絡協議会、伊賀地区高齢者・退職者団体連合などから、旧上野市庁舎はバリアフリー設備が十分でないことから、ユニバーサルデザインの理念に基づいた新庁舎建設に対する要望書が出された。

2012年(平成24)11月、新市長就任を契機として、既存施設の活用を最優先として庁舎整備計画を策定することになり、旧上野市庁舎の解体は免れることとなった。

その後、旧上野市庁舎は中心市街地の賑わい拠点施設として2014年(平成26)から図書館や観光客の集客施設としてリノベーションすることなどが検討され、翌2015年(平成27)に

は伊賀市南庁舎耐震改修検討委員会が設置され、旧上野市庁舎の耐震強度について検討が行われた。

旧上野市庁舎に対するモダニズム建築としての評価は、DOCOMOMO Japanにより、2015年(平成27)に「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」として選定されたことを皮切りに、2017年(平成29)12月には旧上野市庁舎を含む近代建築群は、日本イコモス国内委員会^{※2}により、「伊賀上野城下町の文化的景観／旧城下町の都市景観にあわせた近代建築群の代表例」として、「日本の20世紀遺産20選」の一つにも選ばれた。また、2018年(平成30)12月には、DOCOMOMO Japan主催の「do.co.mo.mo_japan 建築はよみがえる」と題したシンポジウムと旧上野市庁舎の見学会が開催された。

そして、2019年(平成31)3月26日、旧上野市庁舎は、近年評価が高まりつつある近代モダニズム建築のなかでも、坂倉準三によるモダニズム建築の日本における代表例として非常に価値が高いとして、伊賀市指定有形文化財(建造物)となった。

このような状況から、旧上野市庁舎を文化財として保存するとともに、中心市街地のにぎわい施設の拠点として活用するため、本保存活用計画を策定することとなった。

※1 DOCOMOMO(ドコモモ)は、1988年(昭和63)に設立された近代建築の記録と保存を目的とする学術組織。DOCOMOMO Japanは、DOCOMOMOの日本支部として2000年(平成12)に承認された。2003年(平成15)以降、DOCOMOMO Japanにより、「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」を選定している。

※2 ICOMOS(イコモス)とは、1965年(昭和40)に設立された国際記念物遺跡会議のことで、文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織である。日本イコモス国内委員会は1979年(昭和54)に承認された。



完成後間もない時期の上野市庁舎ほか公共施設群

2. 文化財の名称等

(1)名称	旧上野市庁舎
(2)員数	1棟
(3)構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建、建築面積 6038.43 m ² (1階：2626.31 m ² 、2階：1250.84 m ² 、3階：2161.28 m ²)
(4)所在地	伊賀市上野丸之内 116 番地
(5)所有者	伊賀市
(6)指定区分	伊賀市指定有形文化財
(7)指定年月日	2019年(平成31)3月26日

3. 文化財の概要

(1)旧上野市庁舎の文化財的価値について

旧上野市庁舎は、2019年(平成31)3月26日に伊賀市指定有形文化財(建造物)となった。指定に際し文化財としての価値は次のとおり評価された。

本庁舎は、全体の敷地の中で西寄りに位置し、緩やかに傾斜する斜面に沿うように南北に長く配置されている、建物の階数は実質3階であるが、傾斜を巧みに利用することで景観に配慮し外見上は2層としている。構造は、杉本実型枠を使用したコンクリート造打放し仕上げで、屋根は陸屋根、アスファルト防水とする。

外観は水平を強調しつつ、柱と梁をそのまま表現し、窓面を後退させることによって建築本体によるブリーズ・ソレイユ効果を得ている。内部空間で特筆すべきは、敷地の傾斜を生かしてスキップフロアとし、メインの接客空間を高天井の吹抜けとし、トップライトを設けて自然採光を可能としていることである。また、3階の床は一部を屋上庭園とし、ガラス越しの回廊を廻らし開放感のある空間を演出している。内部は使用勝手上一部の改変はあったものの、外観は建設当初のままの姿を保持している。

坂倉準三のモダニズム建築は、ル・コルビュジェに学んだコンクリートとガラスを用いた国際様式を基本としながらも、デビュー作であるパリ万博日本館でも建築のデザイン要素として格子が表現されたように、旧上野市庁舎においても深い陰影を演出しどこか「和」を感じることができ、日本の歴史的・文化的都市を念頭においた優れたデザインといえる。また世界的にもモダニズム建築の意義が注目される中で、日本における代表作とも言える本建築の文化財としての価値は高い。

また、DOCOMOMO Japanにより、2009年(平成21)に伊賀市長・伊賀市議会議長及び庁舎建設検討委員会宛に出された、「伊賀市南庁舎(旧上野市庁舎)、伊賀市北庁舎(旧三重県上野庁舎)、

伊賀市中央公民館(旧上野市公民館)の保存活用に関する要望書」では、坂倉準三による建物の歴史的価値について、以下のとおりまとめられている。

~~~~~

## 1. 坂倉準三の設計による代表的作品であること

建築家・坂倉準三は、大戦間の1929年、東京帝国大学文学部美術史学科を卒業後渡仏し、20世紀を代表する近代建築の巨匠であるル・コルビュジエ(1887~1965年)のアトリエで研鑽しました。1936年一時帰国しますが、折しも開かれたパリ万国博覧会(1937年)日本館設計の為に1936年再渡仏し、コルビュジエのアトリエで日本館の設計をまとめ、パリ万国博覧会の建築部門で、フィンランドのアアルト、スペインのセルトと並んで見事にグランプリを受賞しました。1939年帰国し、坂倉建築事務所を設立し、1969年に亡くなるまで、日本の現代建築、デザインに大きな貢献をし、戦後の我が国を代表する多くの軽快で、清々しいモダニズム建築を手がけた建築家です。

その作品に対して、4度の建築学会賞をはじめとして、多くの建築賞を受賞しています。(国際文化会館/1955年、羽島市庁舎/1959年、新宿西広場/1966年、大阪府野外活動センター/1967年)

さらに日本建築家協会会長や、戦後初の世界的なデザイン会議である「世界デザイン会議」を1961年東京で開催し、その実行委員長を務めるなど社会的文化的な活動も幅広く行いました。伊賀市南庁舎(旧上野市庁舎)、伊賀市北庁舎(旧三重県上野庁舎)、伊賀市中央公民館(旧上野市公民館)は、坂倉準三が手がけた庁舎建築のなかでも最も素直な形で近代主義的なデザインが試みられている建築と考えられます。我が国が当時置かれていた経済状態を真摯に受け止め、驚くほどの低コストで、明快で魅力的な庁舎建築を実現しています。更に特質すべきは、この建築が都市的、景観計画的に十分検討された上で設計されていることです。先ほど貴市で開催された「坂倉準三展・伊賀上野」で展示されていた、緑濃い上野城城山と対比した水平線を強調した建築群の連続した全体平面図を見れば、これらの建築群が風景の中で互いの特徴を生かしながらデザインされている事がよく分かり、坂倉が展開している都市と建築の複合の良き例と考えられます。

現在でこそ、敷地を超えた環境的デザインが最も新しい建築のデザイン手法となっていますが、貴市の庁舎群で展開された坂倉準三の建築デザイン手法はその先駆的方法を獲得し、世界的な近代建築のテーマであった思想が明確に表現された建築遺産であることと考えられます。

## 2. 周辺環境と調和した、地域のすぐれた原風景であること

伊賀市南庁舎(旧上野市庁舎)を中心とした伊賀市北庁舎(旧三重県上野庁舎)、伊賀市中央公民館(旧上野市公民館)、伊賀市立西小学校体育館、上野公園レストハウスなど坂倉準三の建築がオリジナルのまま現存し、丁寧に活用されています。

坂倉準三設計の建築は様々な都市に存在しますが、これ程集積し、群として構成され風景を形成している事例は、伊賀市以外に存在しません。これらの建築群は 1964 年から 6 年間に及ぶ長い期間をかけて貴市との強い信頼感に支えられ設計、建設されたものと考えられますが、坂倉は当初から貴市の室町、江戸期から伝わる文化的背景を活かしながら、城山を背景とした全体の対比と調和を慎重に検討し、これらの建築群をデザインしたと思われま

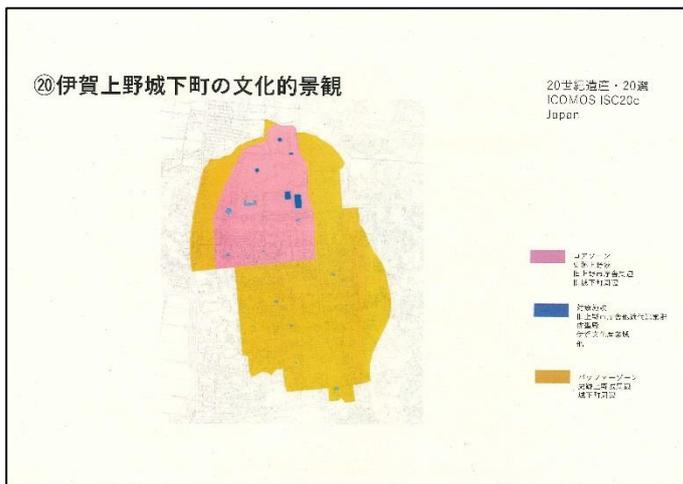
す。特に南庁舎は城山に向かう斜面に沿う様な細長い敷地に建てられ、そのレベル差を上手く生かしたデザインがされています。市民課等の市民が良く利用する部分は敷地の南側の階高が高い部分に配置し、実に 5.59m の天井高で、将来の変化に対する可能性をも確保しています。一方北側部分には、標準的な階高部分の機能空間を配置し、3 階部分に南北全体を繋ぐ床を架け、水平線を強調したデザインを展開して城山の風景と対比させながら、地域のシンボルとして中心的な景観を形成しているものと考えられます。

さらに、2017(平成 29)年 12 月には、日本イコモス国内委員会により、「日本の 20 世紀遺産 20 選」の一つに選ばれた。

選定の視点は、①20 世紀に新たに登場したもの ②19 世紀までにあり、20 世紀に進化・展開したもの ③歴史上の事件を象徴するもの ④伝統と 20 世紀遺産の対比・融合 ⑤「日本」という地域性を表しているものであり、旧上野市庁舎を含む近代建築群「伊賀上野城下町の文化的景観」は、「伝統と 20 世紀遺産の対比・融合」を示すものの一つとして選ばれた。なお、この領域では、寺院境内と都市公園が融合している東京都の上野恩賜公園や、神社境内とモダニズム建築が並び立つ神奈川県立近代美術館(坂倉準三設計)が挙げられている。



| ⑳伊賀上野城下町の文化的景観   |                                                                                                             | 20世紀遺産・20選<br>ICOMOS ISC20c<br>Japan |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 伊賀上野城下町の文化的景観    | (v)、(iv)<br>[旧城下町の都市景観にあわせた近現代建築群の代表例]                                                                      |                                      |
| 所在地              | T518-8501<br>三重県伊賀市上野丸之内116番地                                                                               |                                      |
| 位置               | 北緯34度76分8.6秒 東経136度12分9.8                                                                                   |                                      |
| 構成資産             | ・史跡上野城とその城下町 伊聖殿（1942） 伊賀文化産業城（1935） 他<br>・近代建築群 旧上野市庁舎（伊賀市南庁舎 1964）<br>白鳳公園レストハウス（1963）<br>上野西小学校体育館（1966） |                                      |
| 設計者、竣工年等         | 近現代建築群の設計者：<br>旧上野市庁舎 坂倉準三建築研究所（建築）、平田建築構造研究室（構造）、桜井建築設備研究所（設備）<br>なお、白鳳公園レストハウス、上野西小学校体育館も坂倉準三建築研究所        |                                      |
| 備考（登録文化財、重要文化財等） | コアゾーンに重要文化財伊聖殿（設計：伊東忠太 他）、伊賀文化産業城（市指定 木造天守）、城下町内に登録有形文化財等約10件                                               |                                      |



## (2)変遷

- 1955年 「上野市建設計画」に昭和29年度から昭和32年度までの庁舎建設事業を盛り込む。
- 1958年6月 鉄筋コンクリート3階建て、総工費6,400万円の上野市庁舎建設案が3カ年の継続事業として決定する。
- 1959年3月 当初の全体計画図が完成する。
- 1959年3～5月 当初の上野市庁舎の設計が完成する。
- 1959年8月 財政再建計画により市庁舎建設を1962年(昭和37)度以降に見送ることを決定する。
- 1960年9月 上野市公民館が完成する。
- 1962年5月 上野市立西小学校が完成する。
- 1963年10月 上野市庁舎の設計が完成する。
- 1963年12月 上野市庁舎新築工事を銭高組が落札する。

- 1963 年 上野市立崇広中学校が完成する。  
 1963 年 上野公園レストハウスが完成する。  
 1964 年 1 月 17 日 上野市庁舎新築工事起工式を挙げる。  
 1964 年 3 月 三重県上野庁舎が完成する。

(工事概要)

敷地面積 8,120 m<sup>2</sup>

工事概要 鉄筋コンクリート 2 階建、一部中 2 階付延 5,991 m<sup>2</sup>、  
 桁行 72m、梁間 37m、高さ 10.24m

建物の内容

1 階 2,529 m<sup>2</sup> 玄関ホール、事務室、職員更衣室、倉庫、機械室、食堂、小使室、  
 宿直室、休養室、組合事務室、売店、労務員室、自転車置場

中 2 階 1,208 m<sup>2</sup> 事務室、印刷室、消防関係諸室、

2 階 2,190 m<sup>2</sup> 市長室、秘書室、応接室、助役室、総務課、教育委員会事務局、  
 監査委員室、選挙管理委員会室、記者室、放送室、電話交換室、会議室、議場他議会  
 関係諸室

屋階 64 m<sup>2</sup> 機械室

総工費 19,350 万円

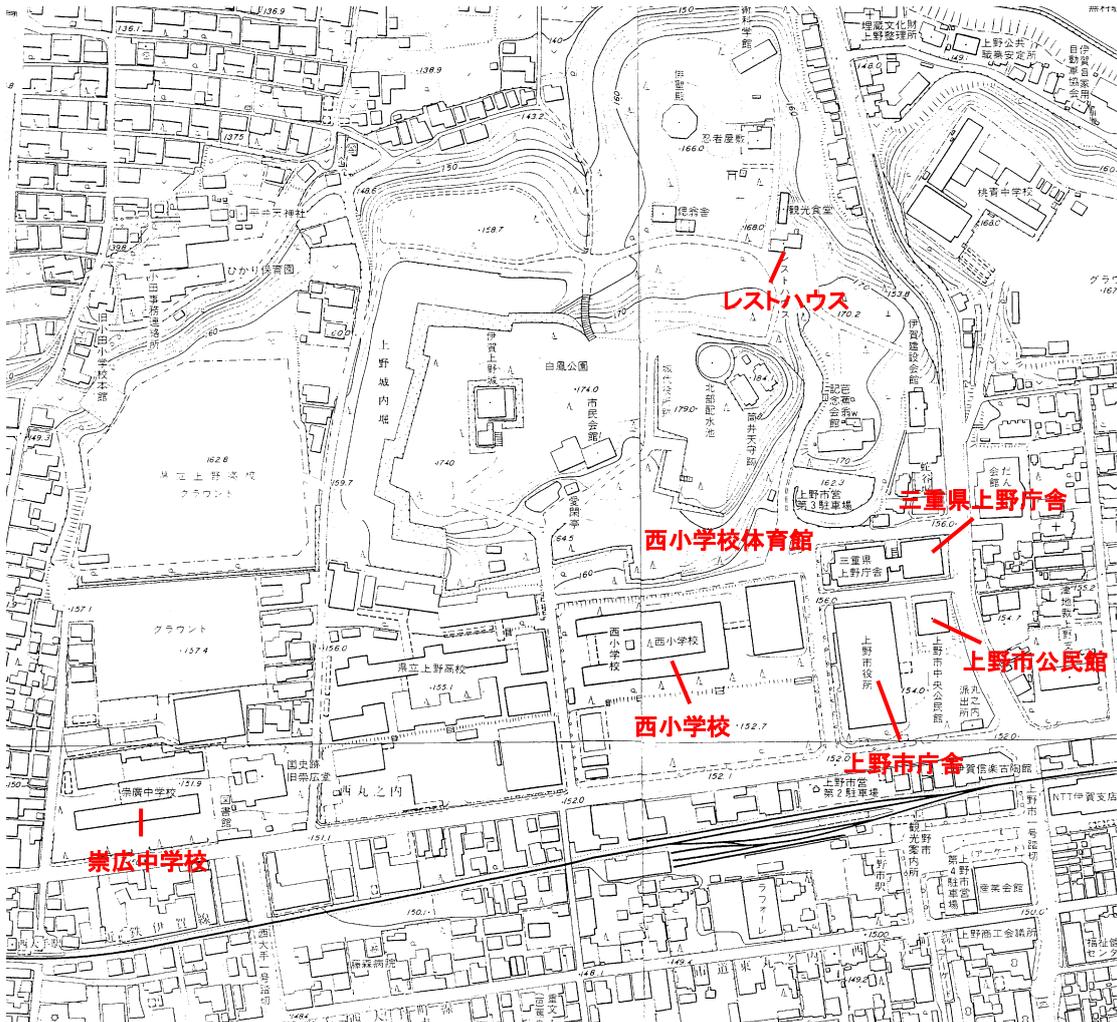
完成期限 昭和 39 年 11 月 15 日

設 計 坂倉準三建築研究所

施 工 株式会社銭高組

『三重実業新聞』1964 年(昭和 39)1 月 27 日付

- 1964 年 6 月頃 地階工事完了。1、2 階の柱・桁工事に着手する。  
 1964 年 7 月頃 2 階工事に着手する。  
 1964 年 11 月頃 1 階事務室床タイル張り工事及び 2 階壁面板張り工事が完了する。  
 1964 年 11 月 階段化粧工事。2 階壁面板張りニス塗布完了。  
 1964 年 12 月 10 日 上野市新庁舎が完成する。  
 1964 年 12 月 16 日 上野市新庁舎において業務を開始する。  
 1966 年 8 月 上野市立西小学校体育館が完成する。  
 1983 年 2 月 17 日 市庁舎の玄関正面に市民憲章パネルを設置する。  
 1991 年 5 月 市役所の案内板を英文併記とする。  
 1992 年 12 月 三重県上野庁舎を上野市北庁舎として供用開始する。  
 2004 年 11 月 1 日 上野市ほか 5 町村が合併して伊賀市が誕生し、伊賀市本庁舎となる。  
 2012 年 12 月 旧上野市庁舎の記録保存業務が完成する。  
 2015 年 8 月 伊賀市庁舎の耐震改修等にかかる検証業務委託報告書が完成する。



坂倉準三による公共施設建築群位置図(1:5000)

- 2015年6月12日 伊賀市庁舎(旧上野市庁舎)がDOCOMOMO Japanにより「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」に選ばれる。
- 2017年12月8日 伊賀市庁舎(旧上野市庁舎)を含む近代建築群が「伊賀上野城下町の文化的景観 旧城下町の都市景観に合わせた近代建築群の代表例」が日本の20世紀遺産20選の一つに選ばれる。
- 2018年12月31日 旧上野市庁舎が伊賀市本庁舎としての機能を終える。
- 2019年3月26日 旧上野市庁舎が伊賀市指定有形文化財(建造物)に指定される。

**(3) 立地環境**

旧上野市庁舎は、木津川と服部川により形成された沖積地に張り出す台地の縁辺に位置する。台地の北端部には、1585年(天正13)に伊賀国に転封された筒井定次により築かれ、1608年(慶長13)に伊賀国に入国した藤堂高虎により改築された上野城が位置する。旧上野市庁舎は、上野城内の「扇之芝」と呼ばれる空閑地に位置する。

廃藩置県後、上野城内「丸之内」は「大名小路」を境として南側は宅地化が進み、北側は

学校用地として利用されるようになった。1900年(明治33)には、現在の三重県立上野高等学校敷地に三重県第三尋常中学校が建設され、1918年(大正7)には国史跡旧崇広堂を挟んで西側の現在崇広中学校敷地に阿山郡立高等女学校が建設された。また、旧上野市庁舎と現在の上野西小学校が所在する場所には、1913年(大正2)に上野町立男女両尋常高等小学校が建設された。両校は、1931年(昭和6)に統合して上野尋常高等小学校となり、戦後1948年(昭和23)に上野市立西小学校、同東小学校に分割され、東小学校は、緑ヶ丘中町に移転した。

この地に上野市役所庁舎の建設が計画されたのは1959年(昭和34)であるが、財政的な理由により完成は遅れ、竣工は1964年(昭和39)12月となった。

#### (4)設計図等

伊賀市役所には、1959年(昭和34)に作製された当初の全体計画図及び旧上野市庁舎の設計図(「当初設計図」)、1963年(昭和38)作製の設計図(「設計図」)及び1964年(昭和39)の竣工図(「竣工図」)の青焼図が残されている。いずれも坂倉準三建築研究所作製のものである。

「当初設計図」は、1959年(昭和34)3月から7月にかけて作製されたもので、A2判の青焼で45枚からなる。庁舎及びその周辺を含めた配置図のほか、各階平面図、立面図・断面図、各部屋の詳細図がある。平面図や立面図、断面図は縮尺1/200、各部屋の詳細図などは縮尺1/20から1/30である。

「設計図」は、A2判のもので、庁舎と外構も含めた配置図のほか、各階平面図、各部屋詳細図、扉やカウンターなどの備え付け家具の図面も含まれていて107枚からなる。図面の縮尺は、設計内容に合わせて1/200から1/10のものがある。全体計画等は1963年(昭和38)に作製されているが、各部屋の詳細図や家具などの作製日付は1964年(昭和39)のものもあり、工事の進捗にあわせて作図されていたことが窺える。

一方「竣工図」は、A0判をA3判に折り込まれた折図9枚で、作製日は竣工日である1964年(昭和39)12月10日で、縮尺は配置図が1/200、その他は1/100で統一されている。

なお、「竣工図」及び「設計図」の平面図及び立面図は章末に写真版を掲載した。

#### (5)創立沿革

旧上野市庁舎の竣工時の概要は、庁舎落成記念パンフレット『上野市庁舎』にまとめられているので、以下に転載する。

建築主 上野市長 豊岡益人

所在地 上野市丸之内116番地

設計管理 坂倉準三建築研究所

工事施工 K.K. 銭高組

工期 昭和39年1月～昭和39年12月

総工費 2億2千万円

建物概要 構造 鉄筋コンクリート2階建一部中2階付

1階 2,529 m<sup>2</sup>

中2階 1,208 m<sup>2</sup>

2階 2,190 m<sup>2</sup>

外部仕上 柱・梁・壁 コンクリート打放仕上

屋根 アスファルト防水一部土盛り上芝張

内部仕上 天井

1階・中2階事務室 蛭石プラスター搔落 VP 吹付一部石膏ボード下張ショフレックスリシン仕上 その他諸室石膏ボード下張 VP 塗仕上

2階諸室 石膏ボード下張ショフレックスリシン仕上

議場 布張 VP 塗

壁

1階・中2階 コンクリート打放仕上一部コンクリート研 モルタル塗り VE 仕上

2階 ラワン桎ベニヤ 6m/m 張クリヤラッカー仕上

議場 コンクリート研仕上

床

1階・中2階 6角磁器モザイクタイル張一部Pタイル張

2階 Pタイル張

議場・応接室 ジュータン敷

設備概要 電気設備 高压受電変電設備 一次定格 6,600V 二次定格 210/105V 容量 235KVA

蓄電池設備 容量 60AH 電圧 24V 非常用電源に使用

電灯コンセント設備 照明設備 全室蛍光灯高力率型

動力設備 給排水消化各ポンプ 自動起動電動機 ボイラ

空調設備

火災報知機 手動火災通報設備 消化ポンプ連動式

放送設備 庁内放送インターホン設備

避雷針設備

電話自動交換設備 交換機富士通信機クロスバー型局線 20 回線 内線 130 回線

給排水設備 各階水洗便所 浄化槽 600 人槽 (JIS)

揚水ポンプ 径 40 mm 170ℓ/min×23M×2.2KW

排水ポンプ 径 50 mm×200ℓ/min×8M×1.5KW×2 台

高加水槽 5ton 1 基

受水槽 16ton 1 基

消化設備 消火栓用ポンプ 径 80 mm×750ℓ/min×47M×11KW

暖房設備 各室空調暖房 (調和器によるセントラル方式)

ボイラーオイルバーニング 760,400Kcal/hr 2基

オイルサービスタンク 400ℓ

オイルギヤーポンプ 径 13 mm 720ℓ/min×0.4KW

オイルタンク 12,000ℓ(地下埋込)

バキュームポンプ 140ℓ/min 0.7kg/cm<sup>2</sup> 1.5KW×2

備品概要 家具 各応接室用 会議室用卓子椅子(K. K. 丸栄・K. K. 天童木工製作所)  
事務机・キャビネットロッカー(タチカワ K. K. 他)  
事務椅子(K. K. 岡村製作所)

## (6) 建築家坂倉準三と旧上野市庁舎

### (ア) 建築家 坂倉準三

坂倉準三は1901年(明治34)に岐阜県羽島郡(現羽島市)の造酒屋に生まれ、旧制第一高等学校文科から東京帝国大学文学部美学美術史学科に入学した。在学中に建築を志し、当時注目を集めていたフランスの建築家ル・コルビュジエに師事する意思を固めた。美学美術史学科美術史卒業後はパリに渡り、アトリエ・コルビュジエに在籍していた前川國男の紹介で、ル・コルビュジエに出会う。ル・コルビュジエは、坂倉準三に専門学校(土木学校 エコール・スペシャル・デ・トラヴォ・ビュブリック)にて学ぶことを勧め、30歳であった1931年(昭和6)から1936年(昭和11)までル・コルビュジエのもとで都市計画や住宅設計に携わった。当時アトリエ・コルビュジエに在籍していたシャルロット・ペリアンら多くの建築家やデザイナーと交流し、坂倉準三の建築に対する考え方がつくられていった。

1936年(昭和11)に帰国後、『パリ万国博覧会日本館の現場』での設計監理のため再渡仏したが、設計競技で選ばれた前田健二郎案の実現が不可能であったため、ル・コルビュジエのアトリエを借りて、これまでの伝統的なデザインを一新したモダンな『日本館』を再設計し建築した。この作品が1937年(昭和12)にパリ万博の建築部門のグランプリを受賞して、37歳で世界デビューを果たした。

『日本館』建築の後、1939年(昭和14)までアトリエ・コルビュジエで手伝いパリに滞在した。坂倉準三は、パリで様々な日本人と交遊した。帰国し西村伊作の次女の坂倉ユリ(1912～2007年)と結婚、目黒にアトリエを構える。1941年(昭和16)には40歳で、坂倉準三の住宅作品の原点となる『飯箸邸』が竣工、この年には、シャルロット・ペリアンの『選択・伝統・創造展』の開催にも尽力し、翌1942年(昭和17)には『日本館』の動線を想起させる豊かな空間が展開する『レオナルド・ダ・ヴィンチ展』の会場を設計した。戦災で事務所が焼失したが、組立建築などの設計活動を続け、終戦後の1946年(昭和21)、事務所名を「坂倉準三建築研究所」と改称し、戦後の作品の底流となる多数のデザインを生みだしていった。

1950年(昭和25)、鎌倉の神奈川県立近代美術館の指名競技設計で実施案に採用が決定する。翌年、『神奈川県立近代美術館』が50歳のときに竣工。周囲の環境と調和した軽快な展示空間は、海外へも紹介され、師匠のル・コルビュジエが『国立西洋美術館』の設計の

際に訪れ、建築界では世界に知られる美術館となった。また世界文化遺産の『国立西洋美術館』では、坂倉準三が意匠設計を担当した。

坂倉準三は、東京都心部の渋谷や新宿、大阪の難波をはじめ、各地につくられた企業の建築群や庁舎、構築物を多数設計した。400 件以上の作品を残し、彼の下で 150 人以上の建築家が育っていった。現在、それらの坂倉準三の作品は日本人の記憶の一部となっているが、都市と同化し気がつくとき姿を消した建築や、いままきに姿を消そうとしている建築も多い。それらの斬新なデザインは、当時から日本の建築と都市に大きな影響を与えてきた。日本建築家協会会長(1964 年)や世界デザイン会議代表(1960 年)を務め、建築家の地位や世界デザインの向上にも尽力したが、1969 年(昭和 44)心筋梗塞のため急逝、享年 68 歳。正五位勲三等瑞宝章が贈られた。

### 【建築家坂倉準三の主な作品等】

- 1937 年 『パリ万国博覧会日本館』(現存せず)
- 1940 年 坂倉建築事務所(現・坂倉準三建築研究所)設立
- 1941 年 『飯箸邸』(軽井沢へ移築 現・ドメイヌ・ドゥ・ミクニ)/『選択・伝統・創造展』
- 1942 年 『レオナルド・ダ・ヴィンチ展』会場構成
- 1948 年 『高島屋和歌山支店』(現存せず)
- 1949 年 『大阪スタジアム』(現存せず)
- 1951 年 『神奈川県立近代美術館 鎌倉館本館』  
『東京日仏学院』(現・アンスティチュ・フランセ東京)
- 1953 年 『岡本太郎邸』(現・岡本太郎記念館)
- 1954 年 『関西電力丸山発電所』  
『東急会館』(東急百貨店東横店西館 解体予定)〈日本建築学会賞業績〉
- 1955 年 『国際文化会館』(前川國男・吉村順三と共同設計)〈日本建築学会賞〉
- 1957 年 『東急文化会館』(現存せず)/『南海会館』(ほぼ現存せず)
- 1959 年 『羽島市庁舎』〈日本建築学会賞〉/『シルクセンター国際観光会館』
- 1960 年 『上野市公民館』(現存せず)
- 1961 年 『塩野義製薬中央研究所』(現存せず)
- 1962 年 『呉市庁舎』(現存せず)/『東洋レーヨン基礎研究所』
- 1963 年 『佐賀県体育館』(現・市村記念体育館)
- 1964 年 『三重県上野庁舎』(現存せず)/『上野市庁舎』/『枚岡市庁舎』(現存せず)/  
『トールゲート』\*3)
- 1966 年 『神奈川県立近代美術新館』(現存せず)/『神奈川県庁新庁舎』  
『新宿駅西口広場』〈日本建築学会賞業績・日本都市計画学会石川賞〉  
『大阪府総合青少年野外活動センター』〈日本建築学会賞〉
- 1967 年 『小田急電鉄新宿駅西口本屋ビル』/『岐阜市民会館』
- 1969 年 『芦屋市民会館・ルナホール』/『タイ国文部省職業教育学校』

1970年 『大阪万国博覧会電力館』(現存せず)/『渋谷駅西口ビル』(再開発解体予定)  
『箕面観光ホテル』/『札幌オリンピック大倉山ジャンプ競技場』

1971年 『ホテルパシフィック東京』(現・SHINAGAWA GOOS)

※3 1964年(昭和39)に開通した名神高速道路のプレキャストコンクリートのトールゲート(料金所)が標準化され全国に展開し、現在も一部が耐震補強して使われている。軒下のブルーの塗装が特徴。

## (イ)上野市庁舎

上野市庁舎建設事業が計画された当時、上野市長であった豊岡益人は、坂倉準三設計の羽島市庁舎(日本建築学会賞受賞)の建築と景観が一体となった美しさを評価し、設計を依頼した。市長が坂倉準三の一高、大学の3年後輩だったことから頼みやすかったと考えられる。坂倉準三は、上野市を訪れ敷地と上野公園周辺をくまなく調査し、1959年(昭和34)から上野市全体計画を立案した。上野城のある城山の南麓に所在するこれらの建築群は、坂倉準三が城山と城下町を尊重し、高さを抑えたデザインで統一し造られていった。なかでも、1964年(昭和39)に竣工した上野市庁舎は、上野城と伝統的な城下町の景観に配慮し、時代を先取りした低層庁舎である。わずかな高低差を利用し、庁舎1階にはその外部からは想像できない市民広場のような行政窓口の空間が拡がり、2階(3階)には中庭と静逸な議場がある。単調に見える立方体のボリュームの内部に変化に富む空間が秘められている。市民が集い、その地域の景観とともに時を過ごす空間、そこは人々が自らのアイデンティティを実感できる場である。まさにこの庁舎は、「人間のための建築」「市民のための庁舎」であり、特徴として以下の項目が挙げられる。

- ・上野城と伝統的な城下町の景観に配慮し、高さをおさえた水平的なボリュームとデザイン。
- ・敷地の高低差を活かし、市民が集い、その地域の景観とともに時を過ごす豊かな内部空間があり、先進的な低層庁舎である。
- ・世界文化遺産となった作品を生み出したル・コルビュジエの思想を日本に伝えた坂倉準三の代表作。
- ・ル・コルビュジエのピロティ、屋上庭園、水平連続窓、自由な立面等の思想が反映された建築。
- ・奥深い庇により、日射負荷の軽減と耐久性を向上し、日本の伝統的なデザインをモダンに昇華。
- ・南北方向は4.5m間隔で柱列が18スパン並び、東西方向は9、3、6.5、6.5、3、9mの間隔で柱列が並ぶ。東西方向は短スパンの3m部分をダクトスペースとし、それらの柱列にリズムを与えた合理的で美しい架構。
- ・竣工時の空間を残しつつ、当初からのスチールサッシュ等内外部の材料がよく保存されている。

## (7)施設の性格

旧上野市庁舎は、国道25・163号と市道丸之内伊賀上野橋線の交差点の北西側に位置し、

広く市民が利用する庁舎として開かれたところに位置する。駐車場を配した東側に正面玄関を設け市民を迎え入れている。庁舎内には、行政・議会の機能のほか消防署も併設され、隣接して中央公民館が設置されており、ここに市政にかかる様々な機能が集約されていたことがうかがえる。

#### 4. 文化財保護の経緯

##### (1) 保存事業の履歴

###### (ア) 修理歴

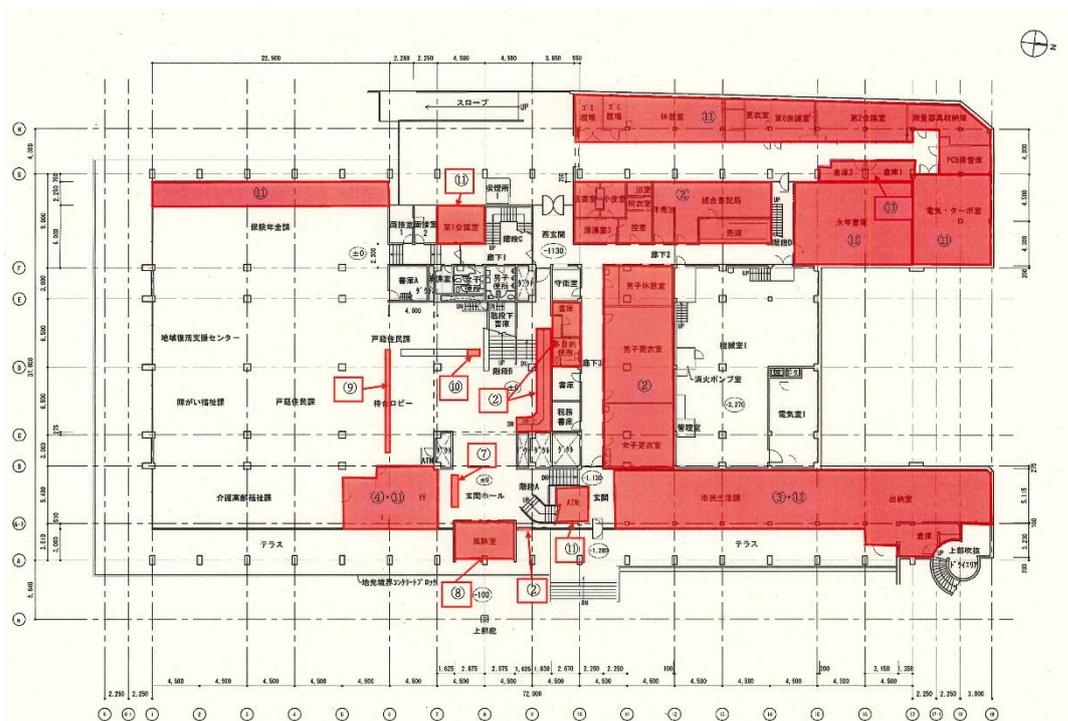
【1964年(昭和39)～1980年(昭和55)】

- ・ 修理履歴不詳

《1階》

【1982年(昭和57)】 (2)

- ・ 1階正面玄関北側に自動ドア設置
- ・ 1階正面玄関ロビーに点字ブロック設置
- ・ 1階正面玄関から西玄関へのスロープ設置
- ・ 1階便所改修
- ・ 1階売店及び市職労働組合事務室改修
- ・ 1階女子休養室改修
- ・ 1階男子休養室改修
- ・ 1階用務員控室及び浴室並びに湯沸し室改修



上野市庁舎 1階平面図 (赤色部分は補修箇所)

- ・1階宿直室改修

【1983年(昭和58)】(③)

- ・1階食堂改修

- ・1階から中2階への正面階段の仕切りの隙間空間が嵩上げ(1983年3月以降)

【1992年(平成4)】(④)

- ・1階収入役室改修(鉄骨工事・内装工事・塗装工事)

- ・1階市金庫改修(鉄骨工事・内装工事・塗装工事)

- ・1階市民課改修(カウンター衝立除去等)

【1996年(平成8)】(⑦)

- ・1階正面玄関受付カウンター移設

【2001年(平成13)】(⑧)

- ・1階正面玄関ホール改修(自動ドア設置)

【2002年(平成14)】(⑨)

- ・1階カウンター撤去

【2004年(平成16)】(⑩)

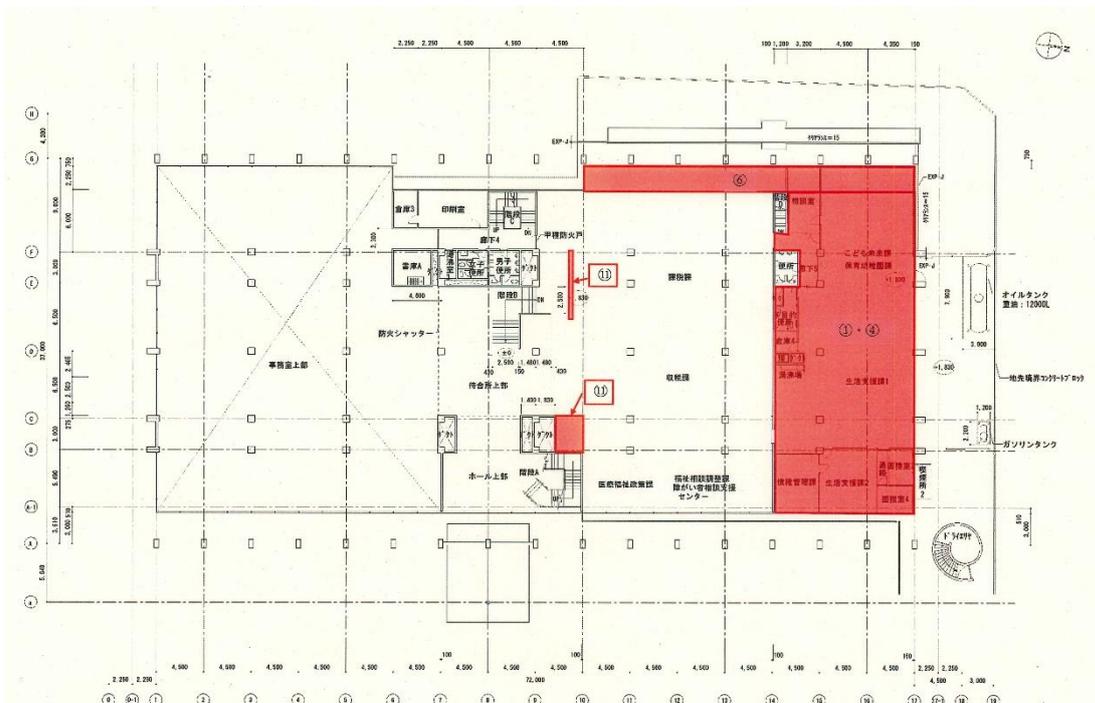
- ・1階カウンター(階段下)一部撤去

【改修年不詳】(⑪)

- ・1階西側拡張

- ・1階収入役室・会計室を拡張する。ATMを設置

- ・1階自転車置き場を休憩室・更衣室等に改修



上野市庁舎中2階平面図(赤色部分は補修箇所)

- ・1階食堂を執務スペースに改修
- ・1階労務員控室を永年書庫に改修

《中2階》

【1981年(昭和56)】(①)

- ・中2階消防署を教育委員会執務スペース(後の社会福祉事務所)に改修

【1992年(平成4)】(④)

- ・中2階社会福祉事務所(旧教育委員会)改修(内装工事)
- ・中2階社会福祉事務所(旧教育委員会)面接室改修(内装工事)
- ・中2階社会福祉事務所(旧教育委員会)相談室改修(内装工事)

【1995年(平成7)】(⑥)

- ・中2階西側拡張

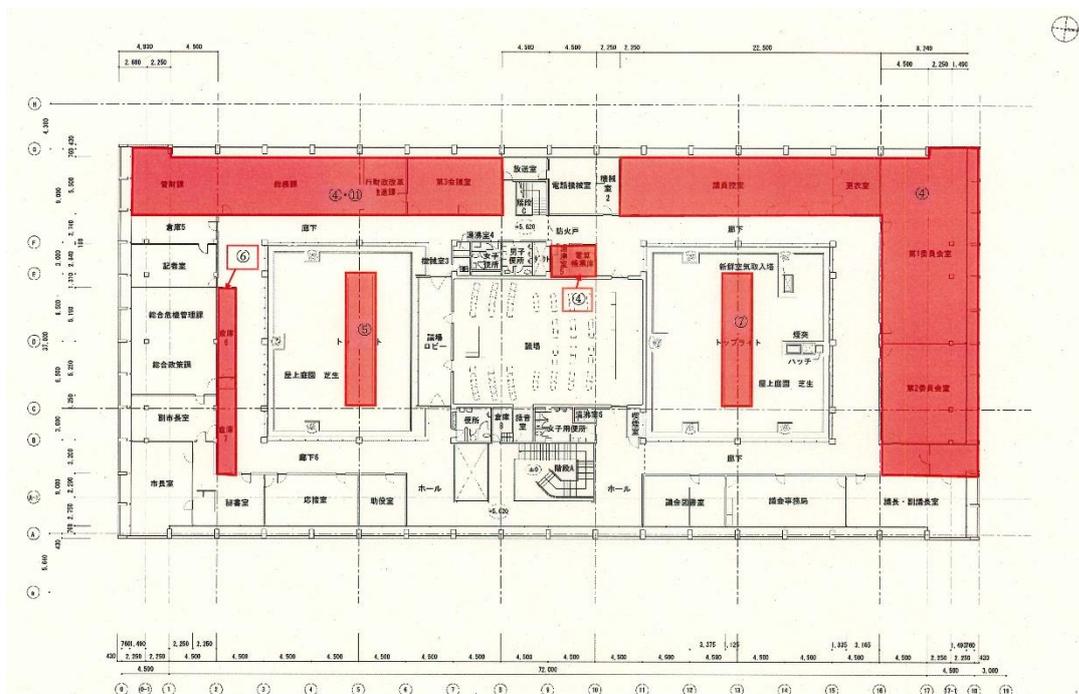
【改修年不詳】(⑩)

- ・中2階受付カウンター撤去
- ・中2階測量器具庫撤去

《2階》

【1992年(平成4)】(④)

- ・2階第1委員会室(旧会議室)改修(内装工事・建具工事)
- ・2階第2委員会室(旧議会委員会室)改修(内装工事・建具工事)
- ・2階第2委員会室(旧議会委員会室)一部を北庁舎渡り廊下新築工事
- ・2階議員控室(旧会議室・会計機械室)改修(内装工事・建具工事)



上野市庁舎2階平面図(赤色部分は補修箇所)

- ・ 2 階第 3 会議室(旧監査委員会・選挙管理委員会室)改修(内装工事・建具工事)
- ・ 2 階総務課・管財課(旧教育委員会)改修(内装工事)
- ・ 2 階湯沸し室改修(内装工事)
- ・ 2 階電算帳票庫改修

**【1994 年(平成 6)】(⑤)**

- ・ 2 階中庭トップライト改修

**【1995 年(平成 7)】(⑥)**

- ・ 2 階南側廊下に倉庫を設置

**【1996 年(平成 8)】(⑦)**

- ・ 2 階中庭トップライト改修

**【改修年不詳】(⑩)**

- ・ 2 階教育長室・教育委員会を総務課等の執務スペースに改修
- ・ 2 階西側各部屋の間仕切りを変更
- ・ 2 階廊下床 P タイル改修
- ・ 屋上議会棟部分の外壁がリシン(白)仕上げに変更

## **5. 保護の現状と課題**

### **(1) 保存の現状と課題**

#### **(ア) 現状**

旧上野市庁舎は、建築当初から庁舎として使用され続けてきたことから、時代の変化に伴う改変や経年劣化による補修は行われてきたものの、全体としては建築当初の状態が保存されている。

外観は、東及び南面の全面、西側の西玄関付近、北面の 2 階部分は建築当初の状態が保たれている。また、外観の特徴を象徴している水平連続窓のスチール製窓枠は、錆びている箇所があるものの、全体としてよく残されていて開閉可能である。ガラスは当初の板ガラスが残っている。

1 階の床面及びピロティに貼られた六角磁器モザイクタイルは建築当初のもので、一部の欠損はあるものの、全体として良好に保存されている。また、天井は電気設備の配線が張り巡らされているが、それを除けば改変は行われていない。

中 2 階南側は、床面の一部欠損、天井部・柱部分への配線が認められるものの、大幅な改変は行われていない。しかし、中 2 階北側の当初消防署が置かれていた部分は、窓を設置して執務室として改変されたため、天井・床・壁面も改変が加えられている。

2 階は、廊下の一部を倉庫とした部分や、執務室を廊下とした部分があるほか、各執務室の間仕切りに変更を加えた箇所がある。床面の P タイルは傷みが著しく補修の痕跡が目立つ。天井の石膏ボードは、雨漏りによるシミが見られる箇所もあるが、概ね建築当初の状態を保持している。

屋上は、議会部分の屋根の外壁がリシン仕上げに変更されているほかは、大幅な改変は見られない。

### (イ)課題

建築から55年を経過した旧上野市庁舎は、経年劣化による傷みが見られる箇所がある。外観では、外部の柱やベランダ手すりなどのコンクリート部分には、外壁が剥がれ鉄筋が露出している箇所やクラックが見られる。これらは、東側と南側に顕著に認められる。また、スチール製の水平連続窓枠は、錆びている箇所もあるが使用可能である。

内部では、時代の変化に合わせてバリアフリー化、自動扉とした箇所があるほか、使用に伴う経年劣化により、1階・中2階の六角磁器モザイクタイル、2階のPタイルの傷みが著しい。また、1階、中2階、2階とも、雨漏りの箇所が見られ、現状では一定区域に雨受けを設置して、そこから配水管を通してバケツで受ける応急措置を施している。

なお、各階の設備については、耐用年数を超え経年による劣化が認められ、更新時期を迎えている。



中2階東側 事務室 雨漏り状況



1階東側 事務室 雨漏り状況

## (2)活用の現状と課題

### (ア)現状

旧上野市庁舎は、原則として建物内部は公開していない。2020年(令和2)1月現在、建物管理は市が行っており、通常管理として雨漏り防止のための屋上排水孔の清掃や周辺の草刈りを実施している。なお、水道は休止しているほか、電気は、機械警備など最小限としているため、建物の利用はできない状態となっている。

### (イ)課題

旧上野市庁舎は今後、改修工事を行い、図書館・喫茶店等の施設をはじめ、中心市街地にぎわい施設の拠点として活用することが計画されている。活用にあたっては、庁舎全体の再整備が必要となるが、今後実施設計を策定する際は、本計画に基づき、活用方法について別途協議を行う必要がある。

## **6. 計画の概要**

### **(1) 計画区域**

計画区域は、今後の整備・活用をふまえ、旧上野市庁舎の建物部分及びその周囲を取り巻く外構部分を含むものとする。

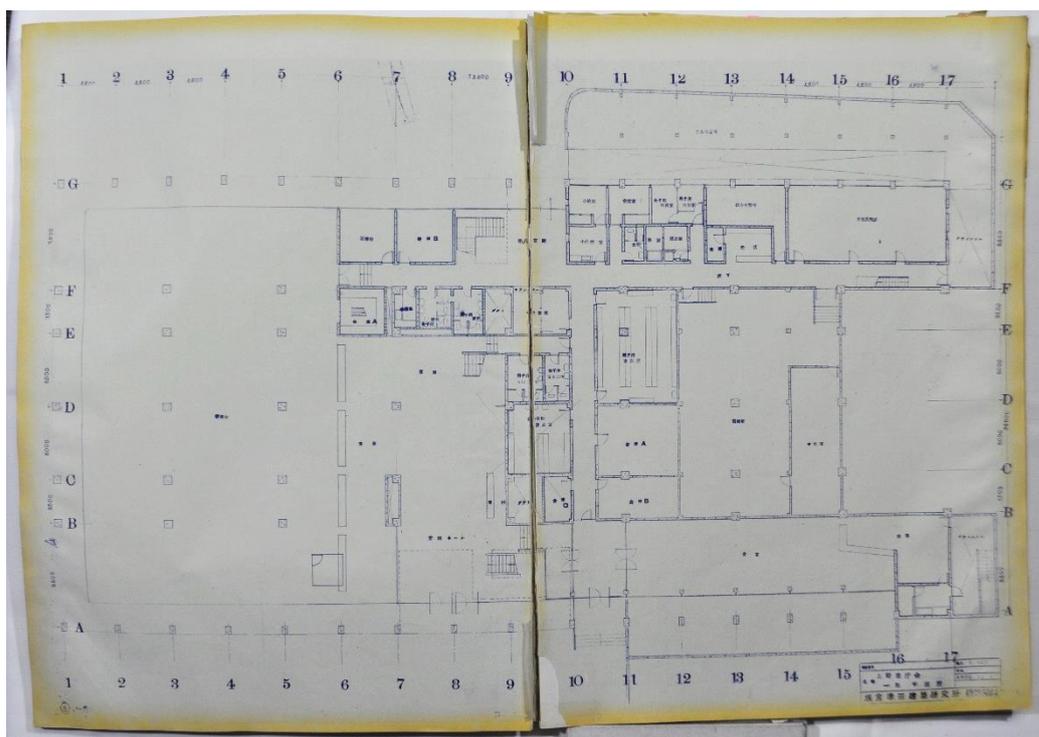
### **(2) 計画目的**

旧上野市庁舎は、モダニズム建築の世界的な建築家であるル・コルビュジエに師事した坂倉順三が設計した建造物のなかでも、現存する数少ない庁舎建築であり、コルビュジエのモダン・ムーブメントを象徴する建造物である。本計画では、貴重な文化財として保存管理の方法を定めるとともに、市民や伊賀市への来訪者が身近に利用できる文化財建造物として活用のあり方を検討する。

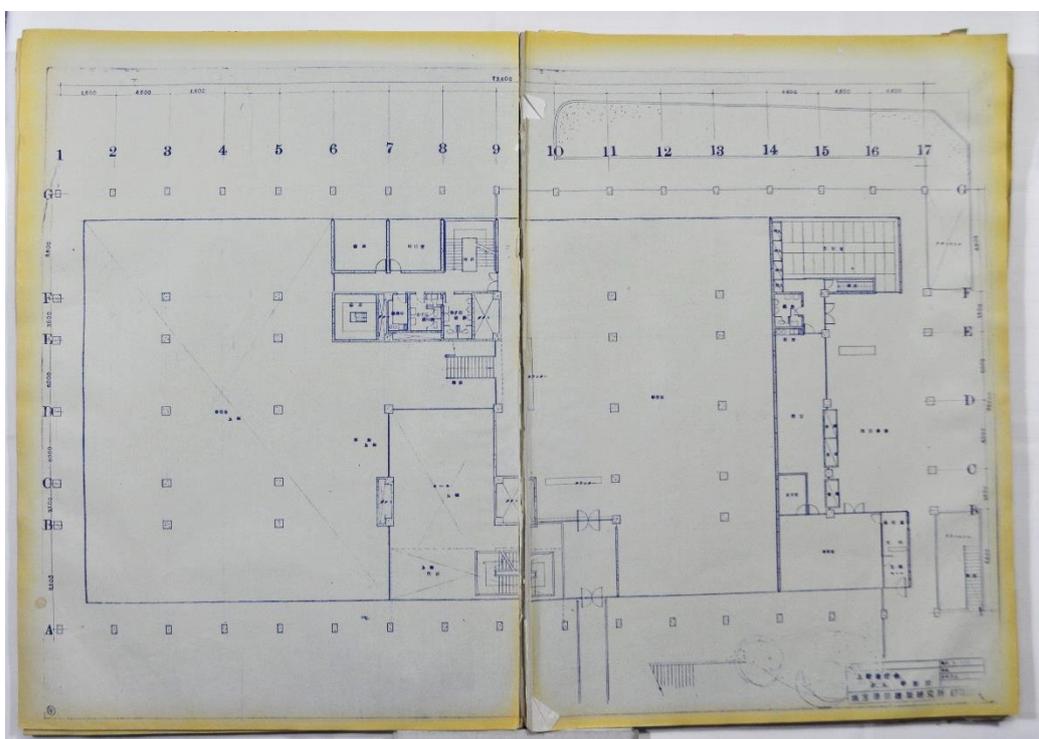
### **(3) 計画の基本方針**

旧上野市庁舎の今後の整備・活用にあたり、文化財としての価値を維持するため、計画策定にあたり、以下の3点を基本方針とする。

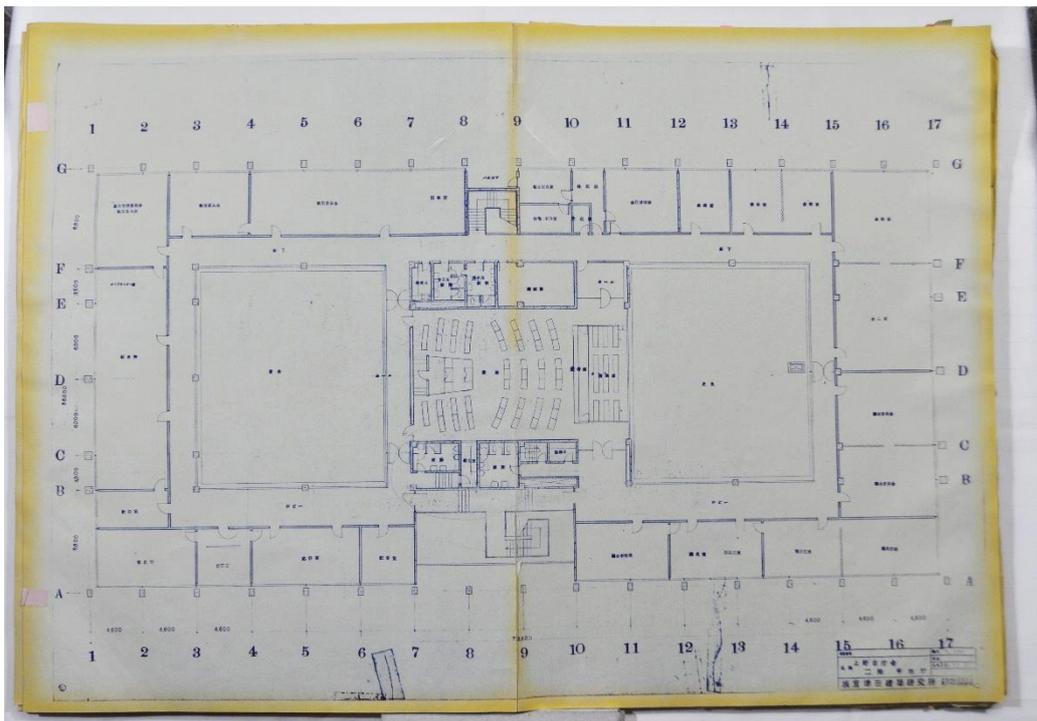
- ・1964年(昭和39)に建築された当初部分で、当該文化財の本質的価値を如実に示している部分と材料については、可能な限り保存する。ただし、リビングヘリテージとして活用する部分は、本計画に則り改修することとする。
- ・文化財としての建物全体を維持するため必要な措置については、文化財の価値の維持を基本としながら、適切に講じることとする。
- ・文化財として活用することによりその価値の理解を深められるよう、積極的に活用を計画する。



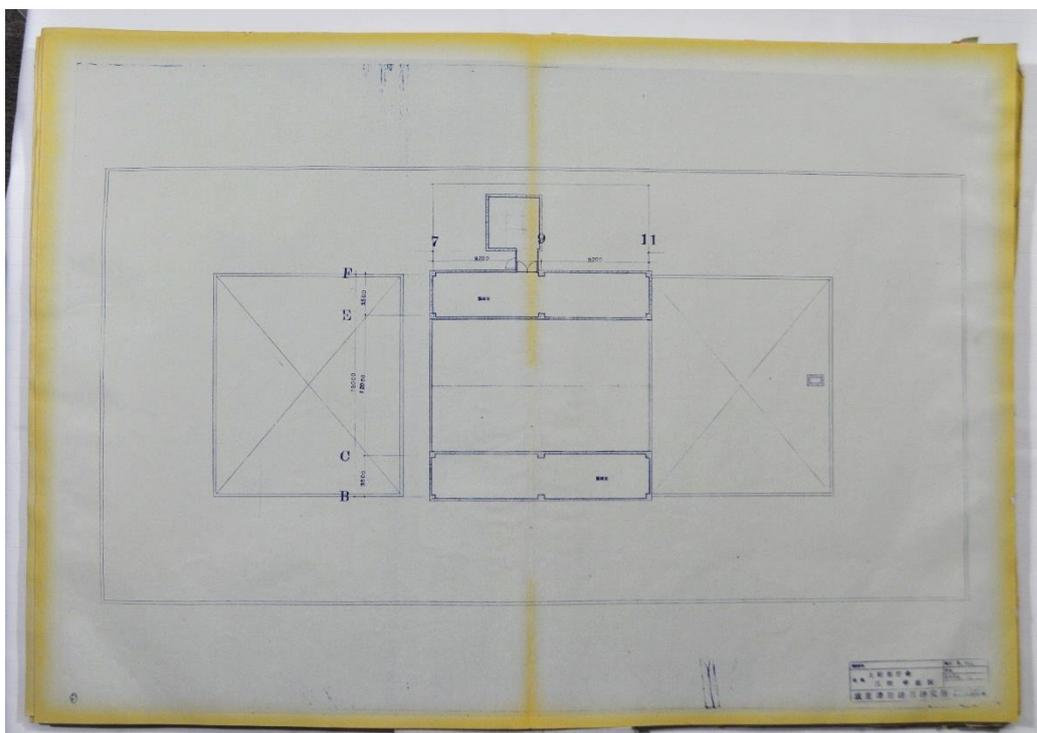
図版1 「設計図」上野市庁舎1階平面図 1963年(昭和38)10月8日(1:100)



図版2 「設計図」上野市庁舎中2階平面図 1963年(昭和38)10月8日(1:100)



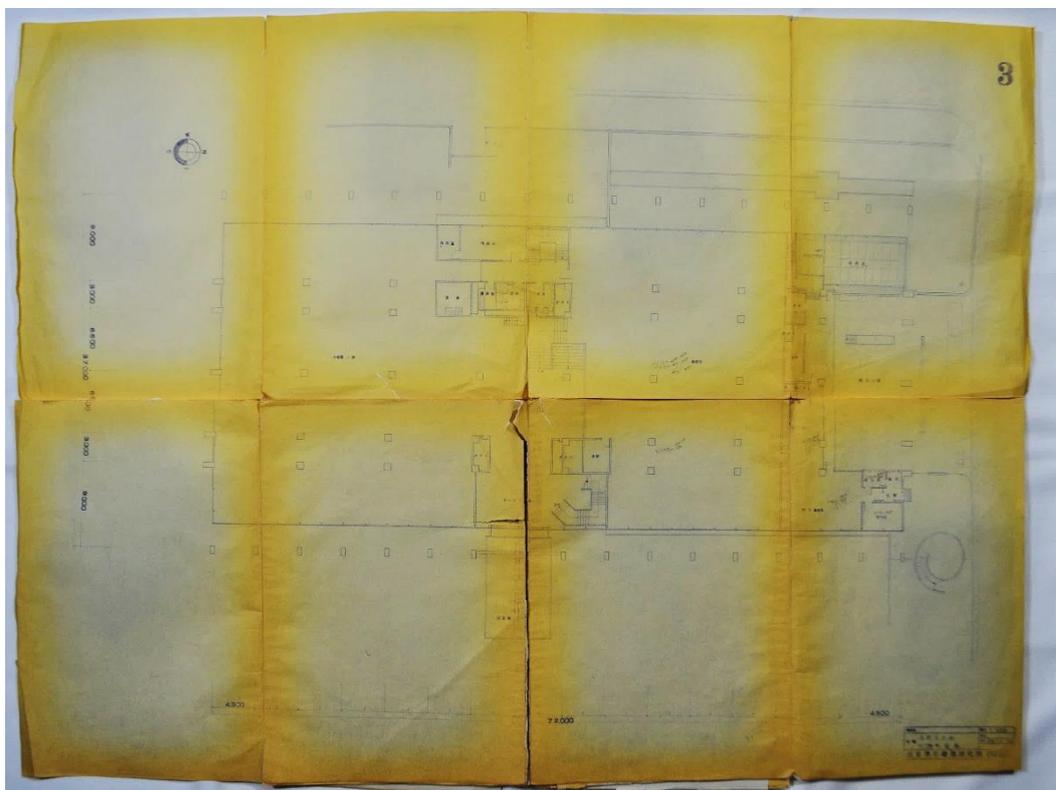
図版3 「設計図」上野市庁舎2階平面図 1963年(昭和38)10月8日(1:100)



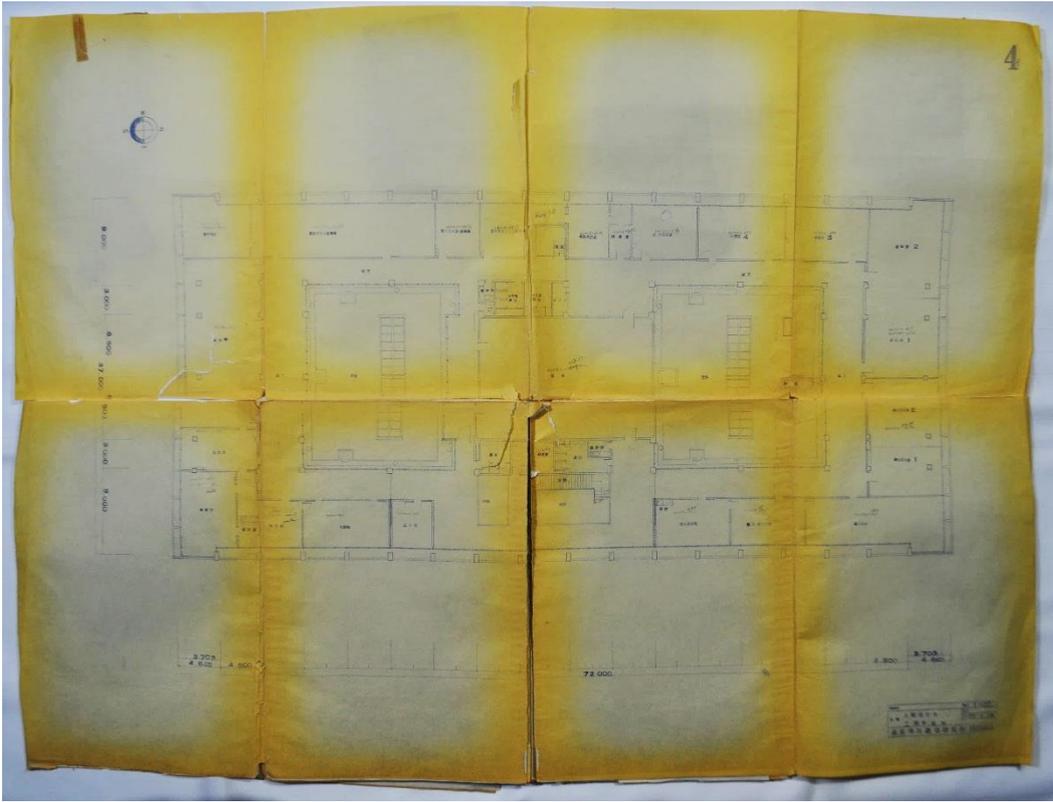
図版4 「設計図」上野市庁舎3階平面図 1963年(昭和38)10月8日(1:100)



図版5 「竣工図」上野市庁舎1階平面図 1964年(昭和39)12月10日(1:100)



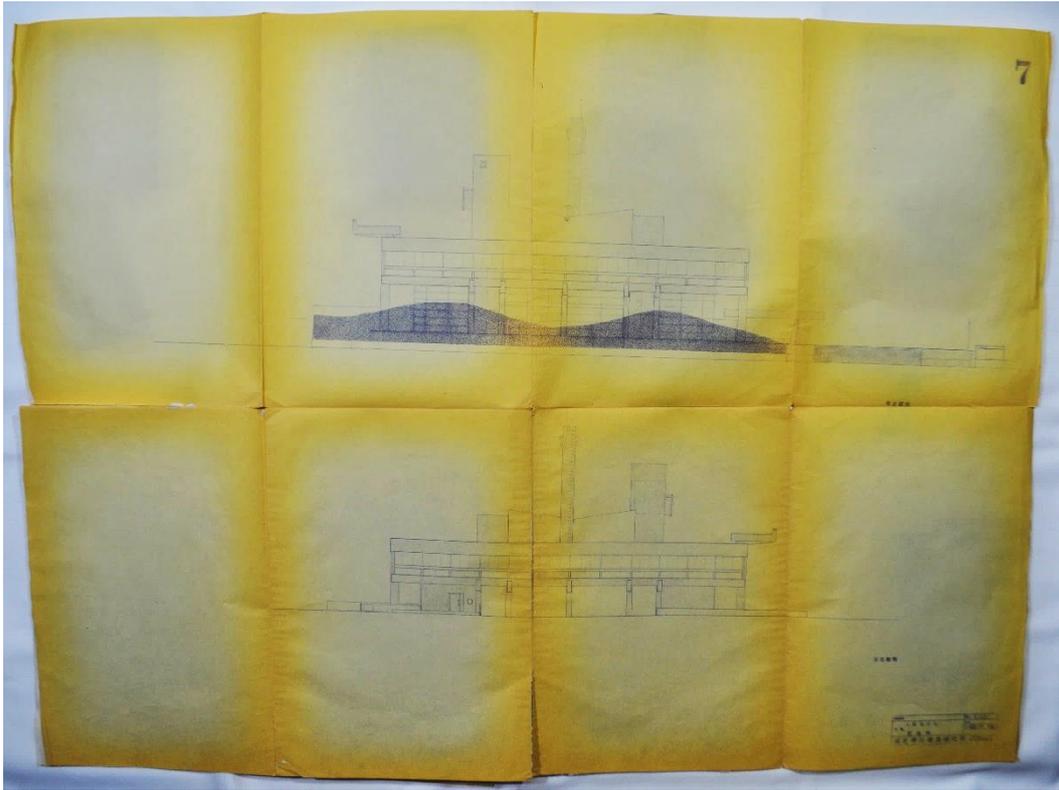
図版6 「竣工図」上野市庁舎中2階平面図 1964年(昭和39)12月10日(1:100)



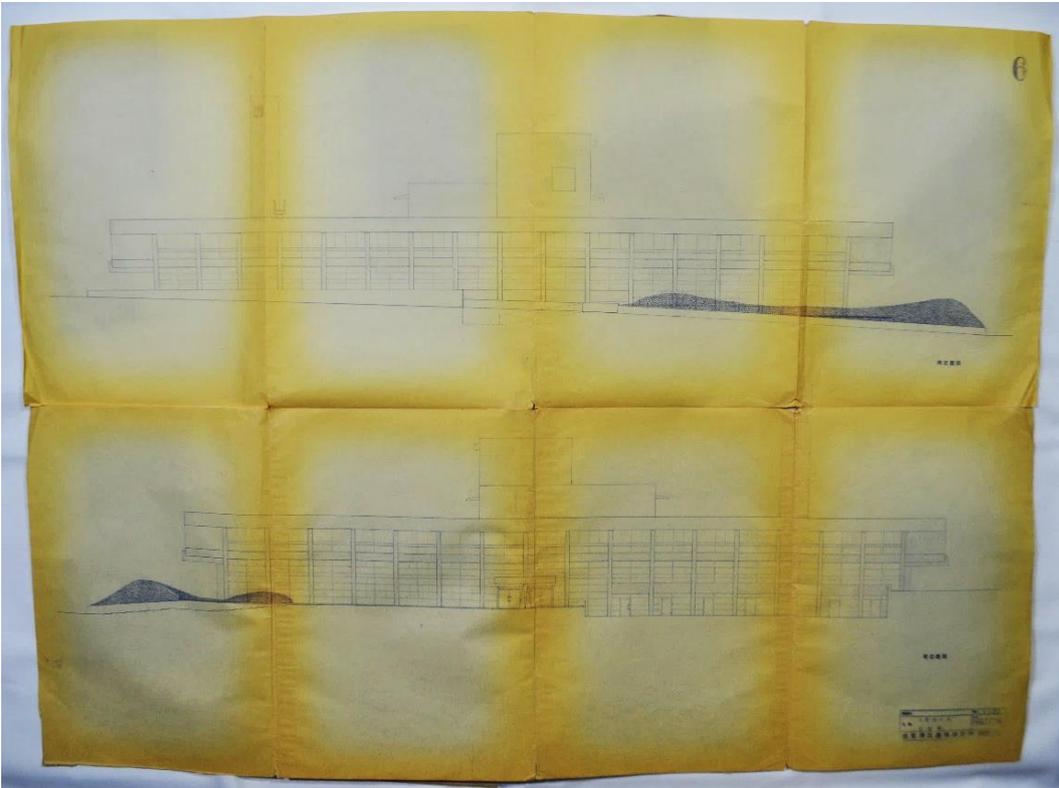
图版 7 「竣工図」上野市庁舎 2 階平面図 1964 年(昭和 39)12 月 10 日(1:100)



图版 8 「竣工図」上野市庁舎塔屋根伏図 1964 年(昭和 39)12 月 10 日(1:100)



图版9 「竣工図」上野市庁舎立平面図(南立面図・北立面図) 1964年(昭和39)12月10日(1:100)



图版10 「竣工図」上野市庁舎立平面図(西立面図・東立面図) 1964年(昭和39)12月10日(1:100)

## 第2章 保存管理計画

### 1. 保存管理の現状

#### (1) 保存状況

旧上野市庁舎は、竣工から55年が経過している。その間に屋上防水の改修、バリアフリー化工事などの変更を行っている。ここでは、外壁や内部壁、床、天井などに分けて各部の現状を記載し、本建物の保存状況を明らかにする。

##### (ア) 外部及び躯体の保存状況

躯体は、鉄筋コンクリート造、3階建ラーメン構造。杉本実型枠コンクリート打放仕上げ及び研仕上げである。躯体は、2015年(平成27)6月に建物の内・外部のそれぞれ2カ所、合計4カ所からコンクリートの圧縮強度の測定を行った。本建物の設計基準強度は、 $18\text{N}/\text{m}^2$ であり、中性化は進んでおらず、コンクリートの圧縮強度に関しては問題ないと判断されている。<sup>※1</sup>

外部は、南北方向に長い建築で、傾斜敷地を巧みに利用して、北面は2層、南面は3層の外観とする。東及び西面は列柱を配し、壁面を後退させることで深い陰影を作り出す。列柱の足元はテラスでピロティとして外部を開放する。北及び南面は、片持梁で4.5m程突出させ、深い軒を構成する。コンクリートの打放面は15cm程の杉の本実型枠を垂直方向、水平方向、斜方向に使い分けてそれぞれ特徴ある表情を醸す。他に部分的に研仕上げを行う。壁面は北及び南面の一部を除き、四周のほとんどがスチールサッシを用いた透明のガラス面で外部と内部の一体感を作り出している。また、サッシの形状は換気窓を取り入れたリズム感のあるデザインで統一されている。

外壁のコンクリートの打放面は、外壁は全体的に汚れが目立つ。また、柱や梁の下面、外壁にはコンクリートの剥離やひび割れが見られる。

※1 伊賀市南庁舎耐震改修検討委員会報告書(抜粋)

##### (イ) 内部保存状況

内部は、南北に傾斜する敷地を利用して、建物の床をスキップさせることで、北側部分は3層、南側部分は2層の構成である。

エントランスホールは1・2層の吹抜けとし、開放感のある空間とし、北側の半地下のゾーンは、機械室や職員用のバックヤードとして利用していた。

1階南側は、1階半の高さの空間が広がり、市民窓口ゾーンとして利用されていた。スチールの窓枠は一部錆びが見られ、床面は経年劣化による汚れが認められるが、保存状況は概ね良好である。暖房吹出口から雨漏りが認められる。

中2階は、同じく市民窓口の執務スペースとして利用するが、1階より高さが低く、趣が異なる。1階及び中2階は天井板をはずし、柱と梁組みを露出させたダイナミックで特徴的な空間となっている。中2階の保存状況は、1階と同じ状況である。

2階は、中央に高天井の議場を置き、南側には市長室をはじめとする執務諸室、北側に

は議会関係諸室や会議室などが、2カ所の中庭を廻る回廊状の廊下に沿って配置される。廊下からは、開放的なガラス窓越しに中庭を望む構成となっている。なお、2カ所の中庭には、上部屋根を増設したトップライトが設けられている。現状はカバーで塞がれていて採光できないが1階及び中2階の室内へ光を取り入れられるようになっていた。2階の保存状況は、経年劣化による汚れなどは見られるが概ね良好である。雨漏りが見られるほか、傷んだPタイルが補修がされている。



正面玄関上部 コンクリート剥離状況



東側2階ベランダ下面鉄筋露出状況



1階東側 水平連続窓 劣化状況



東側外柱 コンクリート剥離状況



南側外柱 基礎部分補修状況



東側中2階ベランダ外面クラック



東側ピロティ 補修状況



2階東側 事務室 Pタイル劣化状況

## (2) 管理状況

旧上野市庁舎の管理は、伊賀市財務部管財課が行っている。現在、侵入者への対策としてセキュリティシステムを設置している。

## 2. 保護の方針

### (1) 保存管理の基本方針

旧上野市庁舎は、坂倉準三が設計し、1964年(昭和39)に建設された建物である。2018年(平成30)12月まで、伊賀市役所本庁舎として使用されていた。

本建物は、20世紀を代表する建築家ル・コルビュジエに師事した坂倉準三により設計されたもので、ピロティや屋上庭園、水平連続窓など、ル・コルビュジエが提唱した近代建築の5原則に則り建築されており、現存する坂倉建築として貴重である。

今後も高度経済成長期を代表する建物として後世に伝えるとともに、市の中心部に位置し、賑わいを創出する施設として利用できるよう維持管理するため、以下のような保存管理の方針を設定する。

### 「旧上野市庁舎の本質的価値を守りながら活用し、後世へ継承する」

なお、以下の部分と部位の設定と保護の方針については、文化庁がまとめた「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」に基づいて作成した。

### (2) 部分の設定と保護の方針

屋根、壁面外観(各面毎)又は各部屋を単位として、以下の標準区分に準じて「部分」を設定して、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

#### (ア) 保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として後述する部位の基準1又は基準2に該当する部位により構成される部分。

- 1) 構造上特に問題を有する場合を除き、壁・柱・床・梁・屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

2)内部において保全部分又はその他部分とすることができるのは、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用(もっぱら居住等の用に供するために必要な部分など)及び補強等のために改変が許される部分に限る。

#### (イ)保全部分

維持及び保全することが要求される部分で、主として後述する部位の基準3又は基準4に該当する部位により構成される部分。

#### (ウ)その他部分

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として後述する部位の基準4又は基準5に該当する部位により構成される部分。

### (3)部位の設定と保護の方針

#### (ア)部位の設定

前項で設定した各部分について、一連の部材等(室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、暖炉、軒飾り等)を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で、以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。

##### 1) 基準1: 材料自体の保存を行う部位

(構造・形状・材料は変えない。ただし、必要な補修を行うことはできる。)

##### 2) 基準2: 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

(材料自体は変えてもよいが、同種・同材とする。)

##### 3) 基準3: 主たる形状及び色彩を保存する部位

(外見上同じ仕上げとする。)

##### 4) 基準4: 意匠上の配慮を必要とする部位

(全体と調和のとれたものとする。)

##### 5) 基準5: 所有者等の自由裁量に委ねられる部位

#### (イ)部位設定の留意事項

部位の設定にあたっては、以下の点に留意する。

1)保存部分にあっては、装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位、特殊な材料又は仕様である部位、主要な構造を構成する部位については、原則として基準1都市、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位については基準2、活用又は補強等のために特に変更が必要な部位に限り基準3とする。

(例:1階コンクリート打ち放しの柱・梁・壁は基準1、床・窓枠は基準2、窓ガラスは基準3)

2)保全部分にあっては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準3とし、活用又は補強のため特に変更が必要な部位についても基準4とする。なお、特に保存が必要な部位が存在する場合には、基準1又は基準2とする。

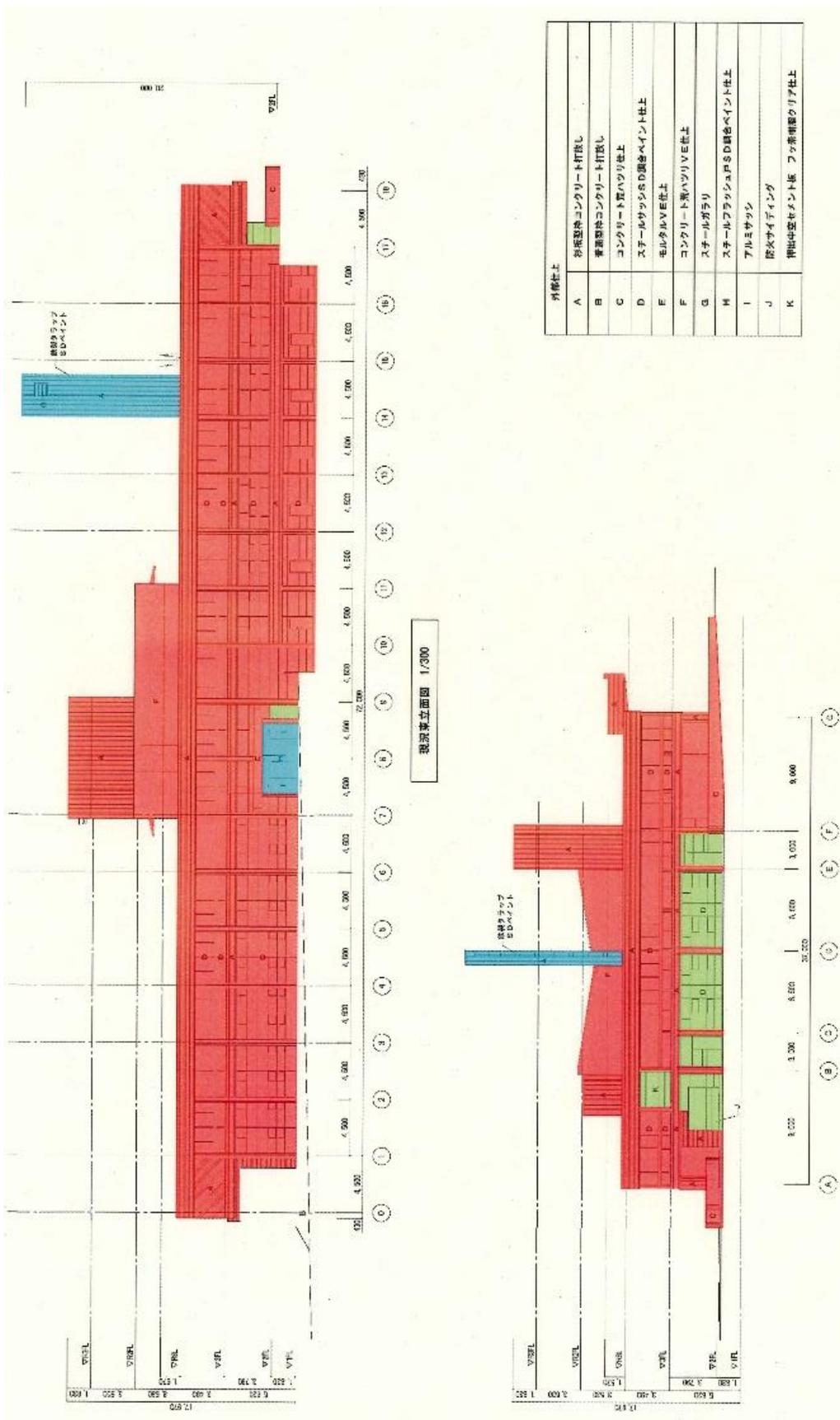
(例:中2階窓ガラスは基準3、床は基準4、コンクリート打ち放ちの柱・梁・壁は基準1)

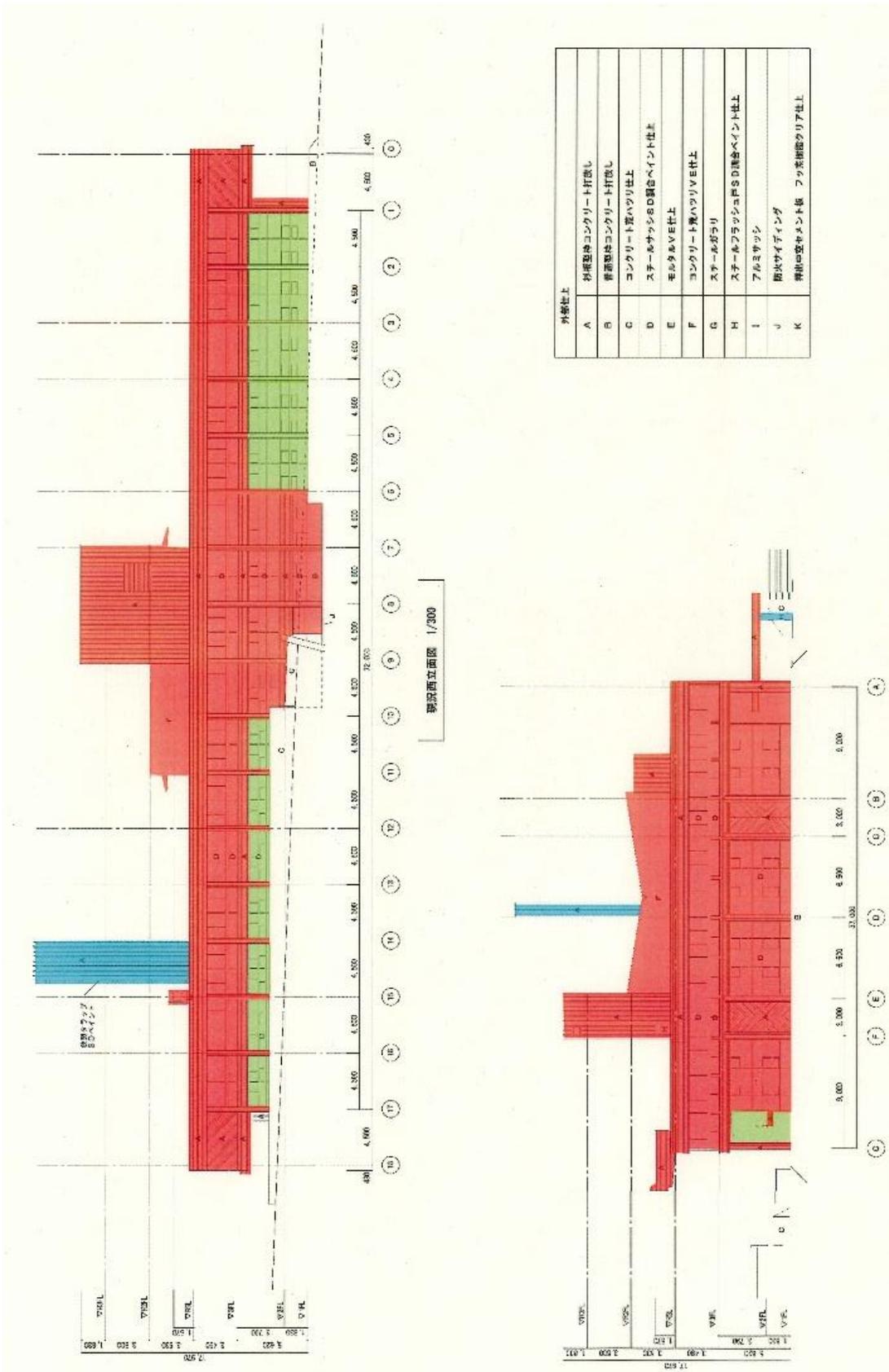
3)その他部分にあっては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とし、

その他については基準 5 とすることができる。特に保存が必要な部位が存在する場合は、基準 1 又は基準 2 とする。

(例：1 階モルタル仕上げの壁表面、天井は基準 4、2 階ベニヤ張り壁面、天井は基準 4、空調設備・照明器具は基準 5)

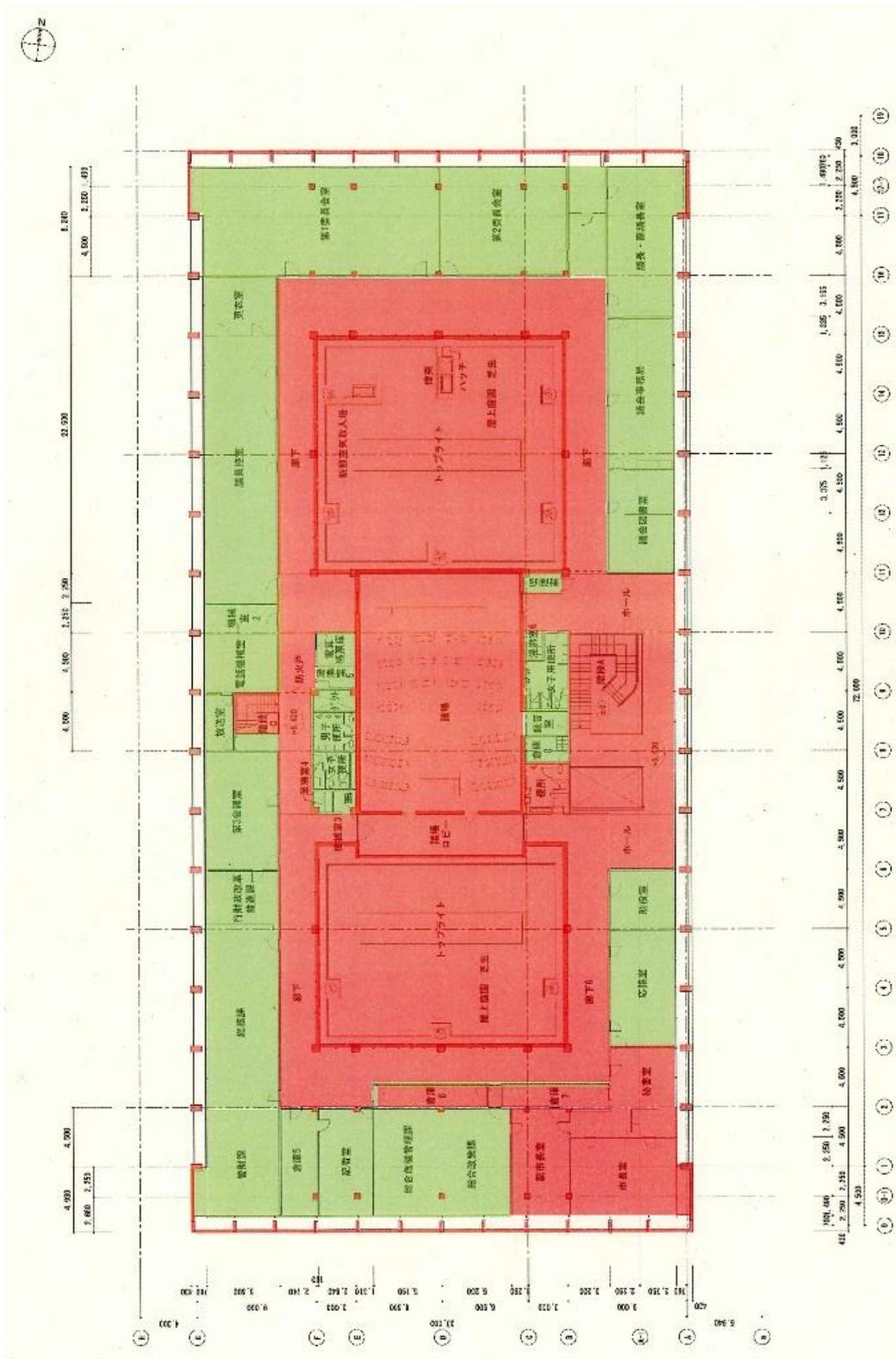
- 4) 判断が困難な部位は、文化財保護の観点から上位に区分する。
- 5) 新建材等によって被覆されている部位は不詳とし、覆っている材料の撤去・更新等の是非に関する区分を《 》で記す。











|  |      |  |  |      |  |  |       |
|--|------|--|--|------|--|--|-------|
|  | 保存部分 |  |  | 保全部分 |  |  | その他部分 |
|--|------|--|--|------|--|--|-------|

### 第3章 保護に係る諸手続き

伊賀市文化財保護条例(平成16年11月1日条例第271号)及び伊賀市文化財保護条例施行規則(平成16年11月1日教育委員会規則第34号)に基づき、旧上野市庁舎の保存活用に必要となる諸手続きについて、以下のとおりまとめる。ただし、本章の定めにおいて明確でない行為については、伊賀市教育委員会と協議を行う。

#### 1. 市指定有形文化財に係る諸手続き

##### (1)届出が必要な行為

| 区分              | 運用の指針                                                         | 届出期限                     | 根拠法令       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------|------------|
| 所有者変更           |                                                               | 変更した日から<br>30日以内         | 条例<br>第11条 |
| 所有者の氏名・名称・住所の変更 |                                                               | 変更した日から<br>20日以内         | 条例<br>第11条 |
| 滅失・損傷           | 文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、損傷した場合。                                 | 滅失・損傷の事実を知った日から<br>10日以内 | 条例<br>第12条 |
| 修理に着手           | 文化財建造物が損傷している場合で、教育委員会による勧告により修理を行う場合。<br>現状変更により許可を受ける場合を除く。 | 着手した日から<br>30日以内         | 条例<br>第18条 |

##### (2)許可が必要な行為

| 区分          | 運用の指針                                                                                         | 届出期限 | 根拠法令       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|
| 現状変更        | 部分の設定で保存及び保全部分に該当する箇所を変更する場合。<br>部位の設定で基準1～3に該当する箇所を変更する場合。                                   | 事前   | 条例<br>第17条 |
| 保存に影響を及ぼす行為 | 文化財建造物の周辺における切土・盛土、その周辺の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合。<br>文化財建造物内部に、防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合。 |      |            |

### (3)届出が必要でないもの

| 区分              | 運用の指針                                                                                                            | 根拠法令       |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 維持の措置           | 部分の設定でその他部分に該当する箇所を変更する場合。<br>部位の設定基準4及び基準5に該当する箇所を変更する場合。<br>・アルミ製建具及びガラスの修理・取替<br>・モルタルの部分的な塗り直し<br>・タイル欠損部の補修 | 条例<br>第17条 |
| 非常災害のために必要な応急措置 |                                                                                                                  |            |

※変更とは、除去や新たな材への交換、補強のため付加する行為。